

日野町議会基本条例の制定・一部改正の内容

日野町議会基本条例の制定から一部改正までの内容を本会議会議録の中の議員提案説明から抜粋しました。

1. 日野町議会基本条例の制定について (平成23年4月1日施行)

平成23年3月1日 (第1日) 提案

平成23年3月11日 (第2日) 質疑・討論なし、全員賛成により原案可決

地方分権改革によりまして、自治体の権限が拡大され、それに伴い、議会の役割も大きくなってきております。その上、自律のまちづくり、少子高齢化、安全・安心の確保、地域産業の振興など、地域社会が抱えている課題が山積しております。

そのような中で、町民の代表機関である日野町議会の責任はますます重くなっています。しかし、近年、日野町のみならず、全国的にも議会の存在意義が住民によく認識されていない傾向があることは軽視することができない課題でもあります。そこで、二元代表制の一翼を担う日野町議会は、そういった状況を積極的に受けとめ、自治体行政の事務執行の監視権限と立法権限を十分に発揮しながら、憲法に定める地方自治の精神の実現を目指し、町民の期待にこたえられる議会をつくり上げるために、町政の情報公開と町民参加を原則として、議会と議員の使命を果たすための基本的かつ必要事項を日野町議会基本条例として定めるものであります。

なお、この間、十数回に及ぶ基本条例制定委員会の開催並びに全員協議会、さらには町執行機関との協議、住民組織団体代表者との説明会を開いてきたわけであります。そのことを申し添えるものであります。十分なる審議と採択をぜひお願いし、提案説明とさせていただきます。

2. 一部改正について (第9条) (平成23年9月29日施行)

平成23年9月28日 (第4日) 提案、質疑・討論なし、全員賛成により原案可決

日野町議会基本条例第9条第1項に規定しております、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会での議決事項については、地方自治法を引用しまして、地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画となっております。

今回の地方自治法の一部を改正する法律が平成23年5月2日に公布され、8月1日に施行となりました。[地方自治法第2条第4項に規定されておりました市町村の基本構想に関する事項が削除され、基本構想の策定の義務づけが廃止された](#)わけであります。

廃止となった背景の中には、地方分権の進展とともに、長期間の計画策定は困難であり、また形骸化しているということでもありました。しかしながら、市町村の持続可能な運営を保証していく上においても総合計画は必要であって、今回の地方自治法

の改正による基本構想策定の義務づけが廃止され、それをもって計画自体が不要とはならないとされております。

このことから、町政を計画的かつ総合的に運営するために、町の自主的な判断で今後も策定されるであろう町の基本構想および基本計画については、議会と町長が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い町政運営に資するために、日野町議会での議決事項とするために、日野町議会基本条例第9条第1項を改正するものであります。

3. 一部改正について（第5条、第6条） （平成24年12月19日施行）

平成24年12月17日（第2日）提案、質疑・討論なし、全員賛成により原案可決

地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴いまして、この所要の改正を行うものであります。

これは本会議におきましても、委員会と同様に公聴会の開催、さらには参考人の招致ができるようになったことから、制度の活用を規定してある条項に、本会議を追加するというものです。

4. 一部改正について（第15条（現在の第17条）） （平成26年4月1日施行）

平成26年3月26日（第4日） 提案、質疑・討論なし、全員賛成により原案可決

・日野町議會議員政治倫理条例の制定について

・日野町議會議員政治倫理条例施行規則の制定について

日野町議会は、平成23年3月に日野町議会基本条例を制定いたしました。その目的でもあります町民に開かれた議会づくりは、議員と市民の揺るぎない相互の信頼関係があつて初めて実現できるものであります。そのためには、議員は市民の代表であることを自覚して、市民の負託に応える強い使命感と、自ら考える明確な政治倫理基準に基づき、公明正大な町政の維持発展に努めるとともに、誇りと自信を持って町政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要であります。そこで、ここに議員と市民との信頼関係の確立に向けてこの条例を制定するための提案を行うものであります。

具体的には、議員自らが遵守しなければならない政治倫理基準の明確化、さらには市民および議員からの審査の請求、また議員および学識経験者から成る審査会の運営、審査結果の報告と公表などが主なものであります。

施行期日は平成26年4月1日からであります。

また、付則の第2条にあります日野町議会基本条例の一部改正は、日野町議會議員政治倫理条例の制定に伴い、必要な改正を行うものであります。

また、付則の第3条は、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正であり、これも日野町議會議員政治倫理条例の制定に伴い、政治倫

理審査会委員の報酬を定めた改正であります。

なお、議第36号の日野町議会議員政治倫理条例施行規則は、日野町議会議員政治倫理条例の施行にあたって必要な事務の事項を定めるものであります。町民および、とりわけ議員自らの問題として受けとめていただき、慎重なる審議をお願いいたしまして、提案説明といたします。

5. 一部改正について（第13条、14条を追加）（令和3年5月18日施行）

令和3年5月17日 提案、質疑・討論なし、全員賛成により原案可決

日野町議会では、今期、議会改革特別委員会を設置しまして、その中で議会の業務継続計画、いわゆる議会BCPの策定に向けた調査研究を継続的に行ってまいりました。このたび、その案がまとめられまして、去る5月7日の議員全員協議会でその計画の内容について皆さん総意でご決定いただきました。それに先立つ3月の特別委員会の際に、他県の例ではあるんですが、議会のBCPの根拠となるような条文が議会基本条例にうたわれているという参考資料が出されまして、日野町議会でもそのように、その根拠を議会基本条例でうたっておくべきではないかという多数の方のご意見をいただきましたので、今回、日野町議会基本条例を一部改正して、BCPの根拠条例を挿入させていただきたいということで提案させていただくものでございます。

具体的には、お手元配付の新旧対照表の2ページ目ですが、ご覧いただきまして、日野町議会基本条例新旧対照表の右側の改正案ですが、第6章に議会および議会事務局の体制整備という章立てがございます。その中に第13条として災害時の対応という条文を挿入させていただきたいというのが1つです。朗読させていただきますと、「第13条、議会は、災害時においても議事機関としての機能を的確に維持できるように努めるものとする。」、第2項として「災害時の議会の対応については、日野町議会業務継続計画で定める。」ということです。

それともう1点、この際、議会が広報を発行するその根拠条文も挿入させていただきたいということも考えております。それが続く第14条でして、すなわち議会広報の充実ということで、「議会は、議会と町政に対する町民の関心を高めるため、多様な手段を活用することにより、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。」という条文を挿入させていただきたい。これにつきましては、日野町議会基本条例が当初策定される際に1つの案としてあったものだそうですが、当時は日野町議会は当面、議会の広報を発行しないというようなことがあって見送られたという条文だそうです。それが、もう既にご承知のように日野町議会では議会だよりを継続して発行しておりますし、しかもこの臨時会におきまして、これまでの特別委員会であった議会広報特別委員会が常任委員会という形で組織替えをしていただきまして、このタイミングで改めて議会広報をするということの根拠条例を基本条例の中にうたいたいという提案でございます。あわせて、この2つの改正案をお願いしたいということでござ

います。

なお、お手元に日野町議会の業務継続計画（B C P）も配付しております。こちらのほうについて内容的にこの議会で決議をいただくということはございませんが、内容をぜひお目通しいただきますとともに、この日野町議会のB C Pは恐らく県内では初めてだと思うんですが、大災害等、万が一があったときのために対策会議を設置して議会の継続を判断するというところまで踏み込んだ内容のB C Pになっておりますので、そのことを申し添えたいというふうに思います。

6. 一部改正について（第3条の2を追加） （令和7年6月1日施行）

令和7年5月14日 提案、質疑・討論なし、全員賛成により原案可決

- ・日野町議会の定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・日野町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- ・町長の専決処分事項の指定の追加について

議第42号、日野町議会基本条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由および内容の概要をご説明申し上げます。

近年、地方自治体における議会の在り方が問われる中で、議会の機動的な対応力の向上、議員による政策立案・行政監視機能の強化、議員の活動量の増大等を図る観点から、通年議会制度の導入が全国的に進められております。本町議会におきましても、これまでの年4回の定例会に限られた会期制度では、行政執行に対する迅速な対応や、議員間の継続的な政策論議に制約があるとの課題が指摘されてまいりました。

そこで、議会の機能強化および町民への説明責任の一層の充実を図るため、本条例改正案により、本年6月より、現行の定例会制度を改め、年間を通じて会期を設定する通年議会方式を導入しようとするものであります。具体的には、第3条の次に第3条の2として議会の会期を通年とすることを規定するもの等でございます。これにより、行政の動きに即応した審議や政策課題に対する継続的な議論が可能となり、町民に開かれた、より機能的な議会運営が期待されるところでございます。

以上が本条例改正案の提案理由および概要でございます。何とぞ慎重なるご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議第43号、日野町議会の定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由および内容の概要を説明申し上げます。

本案も、6月からの通年議会制の実施に伴い、日野町議会の定例会の回数に関する条例の一部を改正するものでございます。内容は、定例会の回数を年4回から年1回に改正するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、議第44号、日野町議会会議規則の一部を改正する規則の制定につきまして、その提案理由および内容の概要を申し上げます。

本案も、6月からの通年議会制の実施に伴い、日野町議会会議規則の一部を改正す

るものでございます。内容は、第15条にただし書を加えることと、第61条中の「会期中」を「会議期間中」に改めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議第45号、町長の専決処分事項の指定についてにつきまして、その提案理由および内容の概要をご説明申し上げます。

本案も、6月からの通年議会制の実施に伴い、町長の専決処分事項の指定項目を追加するものでございます。追加する項目は「地方税法およびこれに基づく命令の改正に伴い、必要な条例の改正に関すること。ただし、地方税法等を改正する法令が会計年度の末期に公布され、当該法令が翌会計年度の初日から適用される場合に限る」「災害および突発的な事故により必要となる維持補修、工事および支援活動で緊急を要する予算の補正に関すること」「解散、欠員等の事由に基づく選挙で緊急を要する予算の補正に関すること」の3項目でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。